

## 10 自己点検・評価に関する事項

第4次長期計画の中間点にあたる今日、その長計に基づく新たな教育・研究・社会貢献を中心とした諸施策の展開により、本学諸事業の多様化は過去最高の水準に達している。今後はその質的充実（高度化）が、より重要な課題となってくると予測される。

しかし、この多様化に伴って、教育、研究、社会貢献、意思決定機関、事務組織、等々についての諸問題は複雑化しており、その問題点や改善・改革課題をより客観的・総合的に把握する必要性が一層高まった。本学は、展開する諸事業を総合的に自己点検評価し、本学の大学改革に係る問題点と課題をより客観的・総合的に把握した結果をまとめ、平成18年4月には大学基準協会に対して調書を提出し、年内を目処に認証評価を受けることとなる。学内各組織等が、これら自己点検の結果、抽出した問題点を改善するための具体的方策を策定し、それを着実に履行することによってこそ、はじめて自己点検評価がその本来的な意義を果たすものとして完結する。

---

### 10-（1） 自己点検について

---

#### 1) 自己点検の実施

大学総体としての自己点検評価を平成15年度より開始し、平成17年度に「点検・評価報告書」を完成させた。平成18年度は認証評価機関への申請後の対応を進めると同時に、一連の自己点検活動を振り返り、今後機能的な自己点検が行えるよう課題の明確化と改善にあたっていく。

また、自己点検評価の基礎となる各種データを継続的に取得・蓄積していくとともに、その運用方法や発展的な活用方策について大学評価・内部監査室と情報メディアセンターが検討を行う。

さらに、法務研究科及び短期大学の自己点検については各々の認証評価機関への評価申請を踏まえて体制を確立し、自己点検を行っていく。

---

### 10-（2） 第三者による評価について

---

#### 1) 認証評価機関による評価

全学大学評価会議の決議を受け、平成18年1月に財団法人大学基準協会に対し、認証評価申請書を提出した。4月に調書を提出した以降は、協会からの質問事項や実地調査への対応、評価結果案に対する意見申し立て等の措置が必要となる。

これらの対応にあたるべく、各学部から、大学評価委員とは別に「対応責任者（学部長以外の者）」が選出されている。今後は執行部、大学評価委員、対応責任者が認識を共有しながら調書提出後の対応ができるよう調整・協議をはかり、同協会からの適合認定を目指す。

## 2) 格付けの取得・公表

本法人は、平成17年4月に株式会社 格付投資情報センター（R&I）から「AA-（安定的）」の格付けを取得した。この格付けの有効期間は1年間であることから、平成18年度においても長期財政の安定性や健全性等に対する評価を受け、格付けを継続して取得することとする。また格付け結果を広く社会に公表することにより、本学のステークホルダーをはじめとする社会全体からの強固な支持基盤を確立することに努める。学校法人の格付けについては、前回の評価を維持できるように努めると同時に、将来的にはより高い評価が得られるべく法人運営を進めていくこととする。